

応急危険度判定関係 ご意見への対応

令和7年11月19日時点

|                       | No. | ご意見                                                                                                                                      | 対応概要                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資<br>機<br>材<br>関<br>係 | 1   | 資機材が不足、不備がある                                                                                                                             | 資機材一式がない場合は、連絡をお願いします。不足分を配備します。<br>順次配備しておりますが、費用や件数が多いなどの点から時間を要しています。ご了承ください。<br>«資機材一式»<br>(リュック外側) リュック名カード・判定順序メモ<br>○調査票RC・S・W    ○判定ステッカー緑・黄・赤    ○落下物ステッカー    ○クラックスケール<br>○下振り    ○双眼鏡    ○マスク    ○養生テープ    ○水に強いペン<br>○資機材一覧表    ○地区支部員室位置図<br>○SUNPUシステム連絡票（開始・結果）    ○判定施設位置図    ○図面 |
|                       | 2   | 判定員分バックがない                                                                                                                               | 2人 1 チームとして活動していただくため、リュックは「2人で 1 つ」として配備しております。                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                       | 3   | 資機材にヘルメットがない。                                                                                                                            | 参集場所までの安全を確保するため、大変恐縮ですが、各自、ご自宅や勤務先等の出発地からご着用いただきますようご協力をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                |
|                       | 4   | 資機材に懐中電灯がない。                                                                                                                             | 防災倉庫内での保管中に乾電池の液漏れ等が生じ、判定作業時に使用できない恐れがあるため、大変恐縮ですが、各自ご持参いただくようご協力をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                       |
|                       | 5   | 判定手帳も入れていただきたい                                                                                                                           | 判定手帳は静岡県で配布しているもののため、大変恐縮ですが、各自ご持参いただくようご協力をお願いいたします。なお、県に確認の上、入手可能であれば配備いたします。                                                                                                                                                                                                                   |
|                       | 6   | 判定結果のステッカーについて、調査済（緑）はたくさん入っているが、仮に全て危険と判断した場合、危険（赤）が、判定する建物4棟に対し4枚しか入っていないため、もう少し必要。                                                    | 本市の防災拠点施設となっている施設については、耐震性能の高い施設が多いため、危険（赤）のステッカーの配備枚数を少なく配備しております。<br>ステッカーの配備枚数について、再検討し、必要に応じて追加します。                                                                                                                                                                                           |
|                       | 7   | 担当する地区支部に判定士が追加されたが、防災倉庫のリュック内の「連絡票（判定開始）」に追加された人の名前が記載されていない。                                                                           | リュック内の「連絡票（判定開始）及び（判定結果）」の様式については、必要に応じて差し替えや追加等の対応をいたします。                                                                                                                                                                                                                                        |
|                       | 8   | 防災倉庫のリュック内の「連絡票（判定結果）」について、具体的な施設名称を記した用紙が入っていない。                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                       | 9   | 防災倉庫のリュック内に、下げ振りの本体とおもりが分かれて入っているため、すぐに使用できるようにセットしておいた方がよい。                                                                             | 下げ振りについては、順次セットしてリュック内に収納します。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                       | 10  | 防災倉庫のリュックの外側に付いている「応急危険度判定資機材」と記載されている札が、壊れている。                                                                                          | 「応急危険度判定資機材」の札について、壊れているものは交換し、付いていないリュックには取り付けます。                                                                                                                                                                                                                                                |
|                       | 11  | 防災倉庫のリュックの外側に付いている「応急危険度判定資機材」と記載されている札が、付いていない。                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                       | 12  | リュックを探すのに時間を要した。奥の見えない所に動かされてしまう。「倉庫の一目で分かる所に置いておくこと」等の表示がリュックに必要。                                                                       | 緊急時、早急に取り出せるように順次、表示などします。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                       | 13  | 防災倉庫内のリュックが劣化している。                                                                                                                       | 確認の上、必要に応じて交換します。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| そ<br>の<br>他           | 14  | 柱の位置のある図面がほしい。                                                                                                                           | 判定建物の平面図等を配備するように準備を進めます。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                       | 15  | 当該建物の図面が、現状と異なる。                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                       | 16  | 建物情報は票に先に記入しておいて欲しい。<br>判定調査表で事前に分かることは記入しておきたい。<br>整理番号や建築物番号が分からない。                                                                    | 調査票の内、「整理番号」及び「建築物概要（建築物名称を除く）」は記入不要とします。<br>調査票に上記が分かるよう順次記載いたします。                                                                                                                                                                                                                               |
|                       | 17  | 判定士が高齢化しているようなので、メンバーの見直し・増員が必要ではないか。                                                                                                    | 現在のところ割当エリアごとの判定建物について、救護病院及び災害拠点病院を含めて変更する予定はございません。<br>毎年、応急危険度判定士の講習会の際、呼びかけ（募集チラシの配布）をしたり、個別に依頼をさせていただいたりしておりますが、新規協力者が増えない状況です。（市ホームページでは常時募集中）<br>今後、改めて人員増加に向けた働きかけを行いますが、お知り合いの判定士の方への参加のお声かけについてご協力をお願いいたします。                                                                            |
|                       | 18  | 実際の発災時には2人以上で判定できるように、各地区担当を3人以上とすることも必要。                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                       | 19  | 当割当エリアでは、建物規模の大きい救護病院及び災害拠点病院が判定建物として複数あり、また、これらの建物は、避難所建物より優先的に判定することになっている。<br>現在の判定士数では、救護病院等の判定活動で1日が終わり、目標の24時間以内に避難所建物の判定まで対応できない。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                       | 20  | 訓練参加者が1人であり、他の判定士との顔合わせができなくて残念。                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                       | 21  | 各地区の判定士をよく知らないため、集まる機会があれば各自の関係等がわかると思う。                                                                                                 | 今後も引き続き防災訓練を実施できるよう計画していきます。また、地区支部ごとでなく、一定の区域（区ごと等）で集まった訓練の実施についても検討していきます。                                                                                                                                                                                                                      |
|                       | 22  | 建築総務課に一度最初からレクチャーしてほしい。多分有事の時は混乱する。                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                       | 23  | 地区支部として使用する建物の判定が終了していない場合の参集や対応（建物使用）について知りたい。                                                                                          | 地区支部となる建物についても、避難所と同様に判定終了後の使用となります。地区支部員（市職員）にはその旨説明しています。                                                                                                                                                                                                                                       |
|                       | 24  | 判定後、判定結果のステッカーを地区支部員（市職員）に渡せば良いか？                                                                                                        | 各応急危険度判定士の方は、判定後、判定結果のステッカーを当該建物の見やすい位置に貼付してください。なお、建物にステッカーを貼付できるようにリュック内にガムテープを配備しておりますのでご利用ください。                                                                                                                                                                                               |
|                       | 25  | 平成29年に行われたような被災建築物応急危険度判定訓練を開催していただきたい。                                                                                                  | 応急危険度判定のスキルの維持・向上を目的とした講習会等（実地訓練）について、今後、用途廃止や使用停止となった市有施設の解体工事などに併せて、静岡県や他関係課と協議を行いながら、計画を検討していきます。                                                                                                                                                                                              |
|                       | 26  | 判定調査の勉強会等をWEBを使用して行えば良いのではないか。                                                                                                           | インターネット環境が整っていない方も多く、対応が難しいため、現在は、市主催でのWEB形式での勉強会は計画していません。<br>なお、（一財）日本建築防災協会では応急危険度判定に関する動画が掲載されています。どなたでも視聴可能です。                                                                                                                                                                               |
|                       | 27  | 交流館の裏側に建物内に入らないと行くことが出来ない。<br>フェンスの鍵が必要。                                                                                                 | 鍵は、施設管理者もしくは、地区支部員が管理しているため、いずれかの職員の到着をお待ちいただきたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                            |